

市民福祉常任委員会（3月9日）

開会（8：57）

○太田浩三郎委員長 ただいまより市民福祉常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は8件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、市民部、健康福祉部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

市民部所管の議案の審査に入る。

議第24号「焼津市犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求めらる。

（当局説明）

○太田浩三郎委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○川島 要委員 何点か確認をさせてもらいたいと思います。非常にすばらしい条例だと思います。なかなか、弱者を守っていくという体制というのは十分に行われないう状況が日本の社会にありまして、特に犯罪被害者というのは、非常に大変な様々なリスクをしようわけですけれども、そういった方々を支援していくという条例については、大変すばらしいことだというふうに思います。

幾つかのところ、特に犯罪被害者に対しての支援の内容というのは、ここに各条項で、お見舞金ですとか居住の安定を図るための必要な施策を講ずる等の内容が書かれておりますけれども、具体的な内容というのはもう決まっているんですか。

○大石一宏くらし安全課長 まず、具体的な内容としましては、第6条の総合窓口については、くらし安全課のほうで設置します。

続きまして、第7条の見舞金給付につきましては、被害者がお亡くなりになった場合、遺族に対して30万円の見舞金を給付させていただく方向で今考えております。被害者がおけがをされたとか精神的な被害を受けたとかで療養に1か月以上を要する場合につき、10万円の見舞金を給付するというように考えております。

居住の安定につきましては、例えば、DV等で被害を受けている場合、保護または二次的被害を防止するために身を隠すというような居住につきまして、市営住宅のほうに空き部屋等がある場合につきましては、そちらのほうに住んでいただくとか、または、民間住宅等の情報を被害者のほうに提供させて居住していただくというような支援を今考えております。

第9条の雇用の安定につきましては、被害者等が裁判または病院に通院等が発生した場合、とにかくそちらのほうを優先して、例えば、長期休暇により解雇になったりとか、そういうことのないよう市としても企業のほうに協力要請していく、支援をしていくというような内容のものを考えております。

第10条の安全の確保というのは、先ほども説明したとおり、DV被害からの保護、高齢者に対するDVも含めて考えております。

第1条の日常生活の支援については、そのほか必要に応じて、また市のほうで検討していきたいということ部分で、ここについてはケース・バイ・ケースというように考えております。

以上の内容であります。

○川島 要委員 ありがとうございます。私も一般質問をしようと思っいろいろと調査研究をした背景がありまして、他市の様々な状況を調べたりもしたんですけども、今おっしゃられたような内容というのは、大体一般的な保障内容という状況だと思います。そういったものに対して、今回は条例の制定ということですけども、今後、どういう支援があるのかというところが、なかなか犯罪被害者の方というのは相談しづらい状況、環境下にもありまして、被害者ですから、恥ずかしいというのもあるでしょうし、そういった中で、我々のほうに相談をしていただければいいですけども、こういった条例があるということ自体もなかなか分からない、知らないという状況もあると思うので、他市では、これは横浜ですけど、リーフレットみたいなもので、具体的な支援、金額まで細かく明記されておりますけれども、あまりここまで表記しているのは少ないんですが、静岡県なんかは、計画を策定したりして、こんな支援もありますよということをやっています。こういったことを今後やっていく予定でしょうか。

○大石一宏くらし安全課長 本条例の周知につきましては、市のホームページ、または市の広報、今後につきましては、当然、リーフレット等も作成して、市民のほうに周知を図っていきたくと考えております。

○川島 要委員 ぜひそうして周知徹底に力を入れてやってもらいたいと思います。

犯罪加害者については、大石さんのような方がしっかりとフォローしていただいて、更生の道に向かっていけるような体制があるんですけども、被害者にとってみれば、そういうふうに寄り添ってくれる体制というのはないものですから、自分でこういった制度を探さなきゃいけないという状況もありますので、非常にいいことをやっていただいていますし、これによって救われる方も多いと思うので、しっかりと周知徹底をこれから力を入れて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○太田浩三郎委員長 副委員長、交代してください。

○藁科寧之副委員長 交代します。

○太田浩三郎委員長 お聞きしたいんですけども、犯罪というのは、大きいもの、小さいもの、あるわけですね。今でいうと、虐待あるいはDV等々、盛んに新聞に出ているんですけども、そういうものも対象になっていくという捉え方でよろしいんですか。

○大石一宏くらし安全課長 今、太田委員のほうからお話がありましたとおり、全ての犯罪に対して総合窓口において相談は受け付けていきたいと思っております。ただし、見舞金制度、見舞金の給付につきましては、先ほど述べましたとおり、亡くなった場合、遺族に対してとか、けがを負った場合は1か月以上の療養が必要と判断した場合というような制限等はございますが、基本的には全ての犯罪被害に対しまして相談窓口で対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○太田浩三郎委員長 もう一点、交通事故の関係がありますよね。事故処理とは言いながら、最終的には犯罪になっているわけですね、交通事故で人を殺したとかいうのは。そういう場合の犯罪被害者の御家族の関係とか、そういうものも対象になってくるという捉え方でよろしいんですか。

○大石一宏くらし安全課長 交通事故でお亡くなりになった場合、そういった部分も相談

には乗りますけれども、この場合、見舞金の給付につきましては、自賠責保険または任意保険等で補償がされるということで、通常の交通事故の場合は、見舞金制度は対象にならないのかなというふうに考えております。

例えば、最近ですとあおり運転とか故意的な事故、いわゆる計画的な交通事故の場合については、当然、犯罪被害者のお見舞い給付金の制度にも該当するというふうに考えております。

以上であります。

○太田浩三郎委員長 ありがとうございます。

○藁科寧之副委員長 いいですか。

○太田浩三郎委員長 委員長、戻してください。

○増井好典委員 犯罪といったものが確定をされないと、多分適用にはならないと思うんですけれども、この場合、2次犯罪、3次犯罪、例えばDVなんかそうでしょうけれども、同じ加害者、同じ被害者というのが2度、3度ということが生じる可能性があると思います。その場合でも、継続して御相談には応じていただけるという形の解釈でよろしいでしょうか。

○大石一宏くらし安全課長 2次的被害、3次的被害につきましても、犯罪に対する被害ということで相談等にも応じさせていただきたいと思いますが、ただ、例えば、DVの2次的な部分については、こども相談センターなどで必要に応じて保護をするなどの対応の仕方もあると思いますので、そこら辺につきましても行政の中で支援してまいりたいというふうに考えております。

○増井好典委員 今の内容は分かりました。あと、当然犯罪なので、警察のほうの当局といろいろやり取りも生じるかと思えます。そういった部分は、常に連絡は密に取っていただけるといった解釈でよろしいでしょうか。

○大石一宏くらし安全課長 そちらのほうにつきましては、事件等があつて警察が入っている場合に、あくまでも情報につきましては個人情報となります。相談を受ける中で、被害者様の承諾を得た上で警察等から情報を取り寄せたりして、こちらのほうも支援策を検討してまいりたいと考えています。

以上であります。

○杉田源太郎委員 例えば、焼津市じゃなくて、ほかの市町でそういう状況になって、それで、住居を焼津市に移すというようなケースを自分も何件か扱ったことがあるんですけど、そういう状況の場合に、この条例は生きてくるということでよろしいですか。

○大石一宏くらし安全課長 いわゆる被害を受けた場所が市外、その事件発生後、必要に応じて焼津市に転入されたということでありますと、当然、相談云々のほうは受けさせていただくんですけれども、先ほどから言っている見舞金につきましては、その関係市に条例が制定されている場合は、そちらにつきましてはその関係市と連絡を取り合つて、重なった給付が出ないような調整は取らせていただきます。

以上であります。

○杉田源太郎委員 それで、当然、他市から来た場合、市内なんかでもそうかもしれないけれど、その近隣の住民、近所との付き合いなんか避けたがるような傾向は当然出てくると思うんですけれども、そういうときに、近隣の人たちとの関係なんかについて理解を

求めてという説明があったと思うんですけど、なかなか近隣の人たちに説明というのは難しいんじゃないかなと思うんですけど、この辺、どんなふうに配慮をするんですか。

○大石一宏くらし安全課長 隣近所のほうにつきましては、当然、個人情報でありますので、私たちが相談を受けた内容につきましては、十分厳重に個人情報については取り扱って、外には漏れないようにさせていただきます。

○杉田源太郎委員 例えば、今、自分が具体的にやったケースで、小学校、中学校のお子さんがいたときに、学校のほうには、こういう経過でこの子たちがこの学校に来ているよということは一応伝えてはあるんですか。

○大石一宏くらし安全課長 お子さんの学校の転校ということにつきましては、当然、そちらの学校の転校云々という手続につきましては、御本人様の手続になるものですから、支援の中でそこまで介入していく必要があるか、介入しないほうがいいのかというものにつきましては、御相談を受けた中で、また、必要に応じて、行政として支援できる部分については当然支援させていただきますし、被害者様御本人様が、その部分については自分のほうで進めていくからいいよということであればお願いするということなので、一概に、こういう支援をしますということは言い切れない部分がありますので、よろしくをお願いします。

○杉田源太郎委員 了解です。

多分、学校に行くときに、保護者が学校との話を必ずするもので、その中での話になるんじゃないかなとは思いますが。

あと1つ、通院するときに、1か月以上のときに見舞金というのは言われたんですけど、先ほど、見舞金は、ほかの市町であつたら、それと調整を図るということですけど、1つ、この通院の中身なんですけれど、特にDVも含めて精神疾患に陥っちゃうことがあると思うんですけど、先ほどの通院の中に精神的な障害といった、その通院というのはすごく長くなるんですけど、そういうものも含まれているということでしょうか。

○大石一宏くらし安全課長 精神的な障害という部分についても、療養という部分で含めて考えております。

以上であります。

○太田浩三郎委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第24号「焼津市犯罪被害者等支援条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○太田浩三郎委員長 議第28号「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○太田浩三郎委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○渋谷英彦委員 2万円と、それから1万円の金額が上がるという形ですけども、これが、要は、お金の総額的なものの中でどの程度影響があるのか。

○平田泰之保険年金課長 渋谷委員の御質疑ですけれども、令和2年11月12日現在を基に計算のほうをさせていただきました。課税限度額の変更により、17世帯49人が課税限度額に達しないこととなります。これによりまして537万8,000円の影響額が見込まれております。

以上です。

○太田浩三郎委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第28号「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○太田浩三郎委員長 議第4号「令和3年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」中、市民部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○太田浩三郎委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○川島 要委員 これは何点か確認をさせてもらいたいと思います。給付費のほうで2款2項1目一般被保険者高額療養費支給額。大体、前年度と新年度と同等の予算額になっておりますけれども、これは件数的にいうと何件ぐらいの実績があったのか。また、次年度も同額ということは、同じような件数が見込まれるという想定のところですか。

2目のほうは、退職被保険者等のほうは大分減額になっておりますけれども、この辺の見込みもどんな感じの予算なのか確認をさせてもらいたいと思います。

それから、2款2項4目出産育児一時金支給費については、1件当たり42万円ということですが件数は分かるんですけど、これは大体の件数も把握できているということでの予算でしょうか。

それから、2款2項5目葬祭費。1人5万円というのが、よく市民相談でも相談されることが多いんですけど、知らない方が結構いらっしゃるんですよ。これは申請をするものですか。それとも、市のほうから連絡をいただけるのか、これを確認させてもらいたいと思います。

以上、お願いします。

○平田泰之保険年金課長 川島委員にお答えいたします。

まず、2款2項1目の出産育児一時金の件数なんですけれども、こちらのほうは今回92件ということで考えております。これにつきましては、前年度の状況ですとか、そういうものを勘案いたしまして、最近出産の件数が下がっておりますので、今回、当初予算では、若干前年度よりも低く設定をしております。

また、医療費で退職の見込みの御質疑があったと思うんですけれども、退職の……。

○川島 要委員 高額療養費。

○平田泰之保険年金課長 高額療養費。はい。退職の見込みにつきましては、こちらのほう、全体的に、療養費も全部含めまして、今、退職の被保険者数というのはゼロとなっておりますので、もうほとんど精算だけになっておりますから、今年度の支出を基にしま

して見込みのほうを立てさせていただいております。

あと、葬祭費につきましても、過去の状況を勘案いたしまして、若干やはり減ってきているということで、今年度予算につきましても、昨年度よりも、若干、気持ち減っております。数件程度だと思えますけれども。

○川島 要委員 これ、申請をするんですか。

○平田泰之保険年金課長 はい。申請につきましては、亡くなられた翌日以降に御通知なりをさせていただいております。また、その場にお見えになられた場合には、葬祭の説明も一緒に、併せて説明をさせていただいているところであります。ない場合には、こちらから御通知を差し上げているという状況であります。

以上であります。

○川島 要委員 最初のやつ。

○平田泰之保険年金課長 すみません、高額の件数につきましては、あくまでも年度単位での高額の支出状況に応じて金額のほうの見込みをさせていただいておりますので、件数等の見込みというのは捉えておりません。

以上です。

○川島 要委員 ありがとうございます。特に、高額療養費については、病気の状況によってかなり負担される金額にばらつきがあると思うので、どれぐらいの件数なのかなというふうにざっと思ったんですけど、なかなか件数は把握できないという状況ですね。

特に、出産育児一時金について、出産について、なかなか今、コロナ禍で大変な状況もありまして、不安になっている方も多いかと思うんですけども、今、政府としても増額をしようという動きもあったりして、財源が問題なものですから、なかなかこういう地方の都市では増額というのはまだまだ厳しいと思うんですけども、この辺も前向きに検討していただければと思います。

質疑は以上です。

○杉田源太郎委員 1款2項1目の歳入のほうですけど、26億7,280万円、前年比で6,874万円減ということで、その理由はということで、保険者数が減ったよという、当然そうだなと。社会保険のほうを利用する方がまだ、定年延長だとか、その後まだ続けられるよということで入ってきた人が少ない、あるいは、メモ間違いだったらすみせんけれど、昨日の深田議員の質疑の中で、後期高齢者への移行見込みが1,074人というような報告があったと思うんですよ。これでこっちも減って、社会保険のほうから入ってくるのも少なくなるから、当然少ないんだろうなというふうに思いました。

私は、前回のときに質疑をさせていただいて、市民部のほうから回答をいただきました。そのときに、令和2年度の被保険者数、これを推計したのが2万8,461人ですよ、一般被保険者ですけど。それで、令和3年1月末時点では2万8,610人に増えているんですよ。昨日の深田議員の質疑の中で、また2万8,820人と増えているんですよ。これ、今、ずっと当然減ってきているだろうなというのと、回答いただいた人数と、さらにまた、昨日の質疑の中ではまた増えている。合計で359人増えているんですよ。減っているというのと、ここの整合性を教えていただきたいんですが。

○平田泰之保険年金課長 杉田委員にお答えをいたします。

まず、補正予算の段階での被保険者数と当初予算時との乖離についてであります。

補正予算を見込んでいるときには、もともと令和3年度を基に推計を当初予算から立てておきまして、そのときには、前年度、前々年度の減り幅で見込んでおりました。実際に、今、被保険者数は減ってはおります。減ってはおりますが、その減り幅が少なくなってきたております。原因につきましては、社会保険をやめられた方が若干多い状況であります。逆に、社会保険をやめて国民健康保険に加入する方が少なくなっている。そういう中で、もともとの減り幅が若干減っていることによって、その時点時点で捉えていきますと、数字が逆に上がっているように見えますけれども、一応そういう理由で当初の見込みが若干増えているという状況であります。

○杉田源太郎委員 分かったかな。

○渋谷英彦委員 いや、要は予算だから、予算があって、それがこれくらい減るだろうという見込みをしたもんで予算額がこうなったけど、実際はそこまで減らなかったから上がったよと。だけど、もともとからすると下がっているよと、そういう説明だ。

○杉田源太郎委員 先ほど言いましたけど、回答いただいた書類の中で、令和3年1月末時点で2万8,610人、それから、昨日の発言の中で、2万8,820人、ここだけでも増えているわけです。だけど、来年度というか、令和3年度、そこでは減るだろうということこの予算額になったというふうに理解していいの。

○渋谷英彦委員 最初のところの数字から系列を説明したほうがいい。

○平田泰之保険年金課長 それでは、令和2年の当初の被保険者数を見込んだときには2万8,466人でありました。ところが、令和2年の当初課税の段階では2万9,139人いたということです。令和3年の当初被保険者数の見込みは2万8,820人ということで、令和2年の当初に見込んだときには2万8,400人だったのが、実際の当初課税のときには2万9,139人いらっしまったということです。若干減ってはいるものの、実際の人数は減っているんですけど、その減り幅が、今までとは、前に試算したときとは違ってきていて減り幅が少なくなったことによって人数が違ってきているという状況であります。

○杉田源太郎委員 ちょっと分かってきました。また個別に。

それで、この人数が減っているという感じだったけど、先ほど、社会保険が終わっても国民健康保険に入らない人がいるというような説明があったと思うんです。

○平田泰之保険年金課長 社会保険が終わってもといいますか、社会保険をやめられて国民健康保険に入ってきた人が、今までより多くなっているという現状があります。それは、多分ですけども、新型コロナウイルス感染症の影響で社会保険をやめられた方が増えてきているのかなと。逆に、昨年度と比較しますと、社会保険から国民健康保険に入って、国民健康保険から今度は社会保険に加入する方が昨年度よりも少なくなっているという状況であります。

○杉田源太郎委員 要は、仕事に行けないというか。

○平田泰之保険年金課長 そういうふうに推測されます。

○杉田源太郎委員 今度は分かりました。

あと、国民健康保険税の減免件数が、修正の通知をいただいて、154から242件になったよということなんですけれど、2月26日に事務局に聞いて、修正ということで、この修正というのは、その減免件数が、その後、一番最初に報告をもらったより増えたのか、それとも、ただ単純に数を間違えたのか。

- 平田泰之保険年金課長 こちらのほうにつきましては、旧被扶養者減免のほうが漏れておりましたので、それを加算して報告をさせていただきました。
- 杉田源太郎委員 次に、国民健康保険税の滞納世帯数。その質疑のメモがうまく取れなかったので確認も含めてですけれど、1,633世帯という報告をいただきました。そのうち、昨日の質疑の中で、約8割が所得200万円以下ということだったと思うんですけれど、8割というのは、1,633世帯、それから、609世帯というのと571人、354世帯というメモを自分は書いたんですけど、この意味が分からない。すみません。
- 平田泰之保険年金課長 杉田委員にお答えします。
国民健康保険税の滞納世帯数につきましては、1,633世帯のうち、所得200万円以下は1,359世帯です。先ほどのお話がありました数字につきましては、短期被保険者数につきましては1,036人、609世帯。うち所得200万円以下世帯は571人、354世帯というお答えをさせていただきました。
- 杉田源太郎委員 ということは、やっぱり国民健康保険税の滞納世帯は圧倒的に数が低所得の世帯であるということだったりするんですけれど、滞納世帯がそれだけある中で、差押え件数が113件、これも修正で147世帯。最初にもらったときには、差押え件数が、令和3年1月末時点で113件というふうになって、3月3日に修正をいただいたときには147世帯となっているんですけれど、件と世帯の何か違いがあるのか。この差押え世帯なのか件なのか分かりませんが、この差押えの中に低所得の人の世帯というのが入るんですか。
- 平田泰之保険年金課長 差押え件数の中の低所得世帯の件数というのは、カウントしておりませんので分かりません。ただ、入っている可能性は当然ございます。といいますのは、差押えに関しましては十分な資産調査を行いますので、その中で担税能力があるというふうに判断された方については、もちろん、その前に納税の相談を受けて、分納なりの相談をさせていただきますが、そういったことについても、協力というか理解を得られない方につきましては、差押えという手段で徴収をさせていただくということになります。
- 杉田源太郎委員 今の資産調査をしていただくということで、これも報告をいただいたんですけど、低所得であるけれど資産があるという方。その資産というのは、例えば、土地だとか家屋だとか、そういうことをいうということによろしいですか。
- 平田泰之保険年金課長 資産の中には、当然、土地、建物もありますし、預貯金、あとは生命保険なども含んでおります。
- 杉田源太郎委員 預貯金があっても払わないというのは、ちょっと問題があるかなとは思いますが、例えば、今、田んぼを親から譲ってもらって多く持っているけど、売ろうにも売れないという現実もあると思うんですけど、そういうものも含まれますか。
- 平田泰之保険年金課長 含めます。
- 杉田源太郎委員 資産としては含むのは分かりますけれど、それが、もし売ったらこれだけになるから、それを早く売って納税しろよということで、それができないなら差押えになるよということですか。
- 平田泰之保険年金課長 売れというところまでは申し上げておりません。それぞれの生活がございましたので、その生活の中で納税、当然、税金がかかるということは、そ

れだけの所得があるということに基づいておりますので、その生活の中の所得の中でお納めをしていただくという相談をさせていただいております。

○杉田源太郎委員 具体的なところについてここでどうこう言うつもりはないです。次に進めます。

歳入の4款1項1目で医療給付金等交付金というのが93億9,853万2,000円。前年比で2,125万7,000円減ということで、病院のほうからの説明の中で、コロナ禍で受診が大幅に1割ぐらい減ったというような説明がありました。だけれど、これがあまり減っていないというのは、それほど落ち込みがないということになるわけですか。

○平田泰之保険年金課長 杉田委員にお答えいたします。

県支出金でよろしいでしょうか。歳入の4款1項1目の県支出金ですけれども、こちらにつきましては、医療費のいわゆる2款の保険給付費、ここから出産育児一時金と葬祭費、これを除きまして、また、歳入の3款にあります国庫支出金の災害特例補助金、こちらの金額と、8款3項3目雑入のところの中の返納金、一般の退職、この部分を除いた金額を計上させていただいております、一部に。普通交付金として。特別交付金につきましては、毎年、保険者努力支援制度ですとかいうものでもらえる金額を入れてありますので、それに見合った金額となりますので、大きな開きはないものであります。

○杉田源太郎委員 大体分かったんですけど、でも、受診が大きく減っているということ、その分は減っているということでもいいんですか。

○平田泰之保険年金課長 受診は確かに今年度は減っておりますけれども、先ほども予算の御説明をさせていただきましたけれども、見込みが難しいことから、本年度と同程度の予算で見込ませていただきましたということでお話をさせていただいております。

ですので、当然、これから来年度になった場合に、医療費が今よりも落ちてきた場合には、また補正予算をお願いをする形になると考えております。

以上です。

○杉田源太郎委員 おおむね分かりました。

今の歳入の1款1項1目と4款1項1目、その合計すると大体120億7,000万円ぐらいになるんですけど、それと歳出の関係で、これは自分もよく分からないところなんですけれど、2款1項1目、この保険給付費の一般被保険者の療養給付費のところ、それが79億円。それから、3款1項1目国庫事業の納付金、医療給付、これが25億3,000万円、それから、3款2項1目、これが後期高齢者の支援金交付ということ。3款3項1目の、これが介護納付金分という形で8億円。これ全体を合計すると、大体116億円。イコールじゃないけど、大体、この歳入がこういうところに歳出として計上されているのかなと自分は解釈しているんですけど、その中で、最初の2款1項1目の、今言った療養給付費、これが昨年とほぼ同じぐらいだよ、若干、1,600万円ぐらい増えているわけなんですけど、これは増えているということは。

○平田泰之保険年金課長 杉田委員にお答えいたします。

先ほど予算の説明をさせていただいたんですけど、見込みが難しい中で、今年度と同様の予算をお願いをする。その中で、退職のほうが少なくなっているものですから、一般に退職の方が移行しているという状況も踏まえまして、同じ金額の中で退職が減っていることによって、その残りが一般に行っておりますので、一般が若干増えておりま

すということでもあります。

- 杉田源太郎委員 次の3款1項1目が、これが891万円増えている。それから、これは、予算が多過ぎないか。後で補正するよというふうなことなんですかね。
- 平田泰之保険年金課長 医療費につきましては、今年度も2月補正で減額をさせていただいております、やはり、来年度も、医療費が大幅に減る場合には減額をさせていただきたいと考えます。
- 杉田源太郎委員 新型コロナウイルス感染症の関係でまだまだ増えていくというか、行きたいけど行けるといふ、そういう状況にはないように思うんですよ。そういう中で、やっぱり、また、これ、いつも毎年そうなんじゃないかなと思うんですけど、予算をもう少し減額してもいい、後で補正で減額するからいいよ、そういうのが毎年毎年繰り返されるんじゃないほうがいいんじゃないかなと思ったんですが、それはどうですか。
- 平田泰之保険年金課長 新型コロナウイルス感染症の影響というお話もございますが、実は、昨年12月の医療費につきましては、対前年度比98%台ということで、かなり回復はしてきている状況であります。ただ、先ほども申しましたように、見込みが難しいという部分もありますから、取りあえず今年度につきましては、昨年度と同じでお願いしたいというところであります。
- 杉田源太郎委員 去年の12月は増えた。去年、新型コロナウイルス感染症がずっと言われた中で、12月以前の状況というのはどうですか。
- 平田泰之保険年金課長 先ほど、増えたということではなくて、去年と同程度に近づいてきている。まだ若干低いものの、例えば、4月ですとか5月の新型コロナウイルス感染症の影響で非常事態宣言のときはもう大分変わってきていますよということです。
- 杉田源太郎委員 12月以前。
- 平田泰之保険年金課長 12月以前は、当然そういう時期もありましたけれども、徐々に戻りつつありますという。昨年度と同程度に近づいてきているという状況であります。
- 杉田源太郎委員 これから新型コロナウイルス感染症が、第何波か分からないけど、そうやって増えていかなければ、それにこしたことはないと思うんですけど、大体は分かりました。
あと、先ほど言った、3款2項1目、3款3項1目のところで、前年度より減っちゃっているというのは、1,300万円とか2,860万円、これはどういうことですか。
- 平田泰之保険年金課長 3款、国民健康事業費納付金のお話だと思いますけれども、こちらにつきましては、県のほうで必要となる見込額、県全体の総額を出しまして、そこから市町に係る納付金の金額を試算するものですから、こちらのほうにつきましては、今回、仮係数で出させていただいたのは、医療費のほう若干増えておまして、残りのほう減っているという状況で、総体的には、全体的には減っている形になっております。
- 杉田源太郎委員 先ほどの説明の中で思ったんだけど、今でもそうなんですけれど、県が計算したよということなので、その県の計算する根拠とかいうものというのは市のほうにもちゃんと明らかになって、その各市町で、県単位化という中で案分されると思うんですけど、そのルールというか、そういうものというのは明らかになっているんですか。

○平田泰之保険年金課長 納付金の算定につきましては、主な用途といたしまして、市町の医療費水準ですとか所得の割合、被保険者数の割合、世帯数の割合、静岡県の所得水準、これらを基準にして各市町の算定をしております。

医療費水準につきましては、全国1人当たりの医療費を1と仮定した場合に、本市の1人当たり医療費の水準を算定して、過去3年間の平均が医療費水準となっております。

また、所得の割合ですとか被保険者数の割合ですとか世帯数の割合、こちらにつきましては、それぞれの項目における静岡県全体に占める本市の割合であります。

また、静岡県の所得水準につきましては、全国1人当たりの所得を1と仮定した場合、静岡県1人当たりの所得の水準との比較となっております。

これらの要素で本市の納付金が算定されることになっております。

○杉田源太郎委員 それは、焼津市の場合というのは、県全体の中で、三十何市町だが、その中でどのぐらいのレベルにあるのか。

○平田泰之保険年金課長 すみません、他市町の個々のこちらの数字のほうは把握ができておりませんので。

○杉田源太郎委員 順位的に焼津がどれぐらいの位置にいるのか。

○平田泰之保険年金課長 当然、医療費規模によっても違いますし、そこを一概にはかることはできないものであります。

○杉田源太郎委員 最後に1つ、基金の繰入れ、歳入の6款2項1目のところで2億7,800万円の繰入金があるんですけど、前年比で4,204万円、これ、増えているわけです。前年の2億3,600万円、これだということなんですけど、毎年、この繰入れの金額、これは多くないですかね。

○平田泰之保険年金課長 こちらにつきましてですけれども、国民健康保険事業特別会計につきましては、必要となる歳入、歳出、それぞれ見込みまして、その歳入と歳出を比較した中で、歳入が低い場合、基金を充てて歳入歳出を同額にするということになっております。ですので、今回もいろいろな見込みを立てている中で、最後に歳入と歳出を比較しまして、歳入のほうが不足しておりますので、それが不足額が2億7,000万円ということで計上させていただいているところであります。

○杉田源太郎委員 これも質疑にお答えいただいた資料の中で、令和2年度の当初基金の残高が10億9,000万円、そういうふうに回答をいただいています。そして、今年度末の残高見込み、これは10億8,000万円ぐらいあるよということなんですけど、ここの基金の残高、そういうものを含めてみても、もし繰入れというのが、先ほどの説明の中で、歳入と歳出を全部、どんどんどんどん調整して行って、その不足分をここでただやるよということになると、その前、大前提のところどこかが、先ほど、今まで言ったところが多過ぎたとか、そういうところがあるんじゃないかなと。

○平田泰之保険年金課長 こちらの基金につきましては、先ほども言いましたように、当初については、あくまでも見込みの中で、いろいろな数字が固まってきた結果として基金が減額されていくということになっております。また、よく御質疑があるんですけども、見込みが甘いとかというのもあると思うんですけども、こちらにつきましては、当初予算、昨年度、令和元年度の県内23市、焼津市も含む23市を見ましても、当初予算と決算の歳出というのは、億単位でやはり違ってきちゃうものですので、当然、精査を

して努めてはきておりますけれども、やはり、どうしてもその部分につきましては御理解をいただきたいと思っております。

○杉田源太郎委員 分かりました。

○渋谷英彦委員 駄目だよ、下げることばかり考えたら。

○増井好典委員 質疑というより確認になってしまうと思うんですけれども、歳出のほうの1款1項1目の資格確認経費。これは診療明細の多分チェックだと思うんですけど、令和2年度に事務員さんの補助の方が3名いらっしやって、点検をされる方が5名いらっしやった。今年予算的な部分では、補助の事務員さんが1人増えて4人体制になってという形だと思うんですね。そうしますと、大方人件費で1,300万円から400万円ぐらい減が。それを差し引いて考慮しても、全体の予算の大体800万円から900万円ぐらいさらに予算が下っているということになっているんだと思うんです。私の予想なんですけど。そうすると、その800万円から900万円は、例えば、データに対する集計の委託費用であったりとかいった部分だと思うんですけど、その辺が実際にそうなのかどうなのかという確認。

もう一つは、レセプトの診療報酬の調査費用です。調査ですね。これが、僕も調べて分からなかったのを教えてほしいんですけど、何年に1回やるかとか、そういったものが多分あると思うので、その辺をお聞きしたいんですけども。僕は毎年やっていると思っていたので。

○平田泰之保険年金課長 増井委員にお答えいたします。

資格人件費の減額ですけれども、今年度までは、レセプト点検の職員が4名、一応予算を確保させていただいております。しかしながら、来年度から、国保連合会にレセプト点検の委託をお願いする形になるものですから、その資格確認経費分、4名分がこちらから減額となっております。

○増井好典委員 あと、人件費以外の減の分は、委託料という形でいいんですね。

○平田泰之保険年金課長 今申し上げましたとおり、その分は委託料として予算要求をさせていただいております。

○太田浩三郎委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。

○杉田源太郎委員 下げることばかり考えると言われましたけど、先ほどの国民健康保険税の滞納世帯を確認したときに、1,633世帯のうち1,359世帯、この8割が200万円以下の所得。そういう低所得のところでは払えないような実態というのがずっと続いている状態。こういうものを何とか是正していくという立場に立つ予算であってほしいということ。

また、先ほど、歳出のところでは、予算が多過ぎないかというふうに言わせてもらいましたが、後で補正をちゃんとしているということです。だけれど、この予算のほうについての補正は後で補正はできるかもしれませんが、国民健康保険加入者というのは、途中で補正はしてもらえませんが、最後まで。そういう中で、また見込みがちょっと甘いんじゃないかというのは、決算から見るとそういう傾向があるように感じるので、やっぱり、これは県の県単位化という問題にすごく違和感を感じて、市がどうこうというのはあまり言いたくはないんですけど、国民健康保険事業特別会計予算案については、私が先ほど言った、その立場から反対をいたします。

◇採決の結果、議第4号「令和3年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」中、市民部所管部分は賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定

○太田浩三郎委員長 暫時休憩する。

休憩（10：28～10：34）

○太田浩三郎委員長 会議を再開する。

議第8号「令和3年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○太田浩三郎委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田源太郎委員 よく分からなくてすみません。歳出のほうの広域連合への納付金が昨年度に比べて1,700万円増えている。この原因というか、根拠を教えてください。

○平田泰之保険年金課長 杉田委員にお答えをいたします。

先ほどお話をさせていただきましたけれども、人数が増加したことにより、歳入のほう、保険料のほうが増えております。そのものを支出するということですので、増えてきております。

○太田浩三郎委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第8号「令和3年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○太田浩三郎委員長 議第37号「焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○太田浩三郎委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

副委員長、交代してください。

○藁科寧之副委員長 交代します。

○太田浩三郎委員長 中華人民共和国から世界保健機構に対してということで、中国から出たものについてということになりますので。今、 이슈が出ていますよね。そういうものも含まれるということによろしいですか。

○平田泰之保険年金課長 そちらにつきましては、国のほうから明示があったものをそのまま載せさせていただいているんですけども、当然、病原体は変異していきますので、元がそこから発生したものという解釈でいいのではないかと考えております。

○太田浩三郎委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第37号「焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○太田浩三郎委員長 以上で市民部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（10：44～10：48）

○太田浩三郎委員長 会議を再開する。

健康福祉部所管の議案の審査に入る。

議第4号「令和3年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」中、健康福祉部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○太田浩三郎委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○川島 要委員 何点か確認をさせてもらいたいと思います。

まず、特定健診についてですけれども、特定健診は全体として受診率というのはどれくらいになっているか、もし分かれば、ここ何年かの推移でどういう傾向になっているか。予算的には若干少なくなっていますけれども、この辺の見込みも含めてお願いいたします。

それから、訪問指導費について、人数的にはそんなに多くないのかなと思うんですけど、訪問先の件数、何人ぐらいおるのか、お伺いします。

○池谷智子健康づくり課長 それでは、1つ目の受診率の推移について申し上げます。

今出ているのが、令和元年度の方までになりますけれども、それでは、3年ぐらいでよろしいですか。平成29年度が37.4%、これは県の順位で24位になります。それから、平成30年度が38.8%、こちらも順位は同じ24位、それから、令和元年度は38%で、こちらも同じです。24位となります。

それから、予算が低くなっています。少し少なくなっているということで、見込みのところになりますけれども、こちらのほうが、国民健康保険の被保険者で、40歳から60までの方になりますけれども、被保険者数、対象者数が減少してきているというところで、予算的に少し減少という形になっています。

それから、訪問指導費のほうは、特定健診のほうで、特定保健指導というものをこの後にやるんですけど、そちらのほうの未利用者の方だったりとか、特定健診によって、ハイリスクの方に対して訪問をしていますけれども、令和元年度は、保健指導の未利用者は1,274件、訪問させていただいています。それから、特定健診の結果によるハイリスクの方には1,155件、訪問をさせていただいております。

以上です。

○川島 要委員 今の訪問件数というのは、対象人数も同じですか。

○池谷智子健康づくり課長 対象人数とは違う人数で、必要な方に対してということになります。実際伺った件数になります。

○川島 要委員 分かりました。

特定健診のほうですけれども、大体38%、40%も行っていないんだと。これ、特定健診なので、しっかり受診しましょうという呼びかけはしてみえていますけれども、なかなか伸びないというのが現状でありまして、再通知もしていただいておりますけれども、この辺のもう一歩壁を打ち破るための何か施策というのはいないでしょうか。

○池谷智子健康づくり課長 受診率の向上のための啓発については、保健センターのほうでもやっているところなんですけれども、1つは、集団健診のほうをやっております、そちらの人数も若い方などは増えていく傾向にありますし、今度は3月14日の日曜日に健診がありますけれども、そういった日曜日とかを設定しまして、受診者を増やしてこうという計画はしております。

○川島 要委員 分かりました。

やはり会社勤めの方は、どうしても土、日に行きたいんですけども、土、日に受診ができないという方も多いので、そういうふうに日曜日に集団でも何でもやっていただくと、すごくまた、今まで受けられない方も受診されると思うので、ぜひ特定健診受診率アップのために頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○杉田源太郎委員 今回の集団健診、3月14日というのは、焼津医師会のほうの関係ですよ。あと、これ、1回だけじゃなくて、もっと数があったと思うよ。

○池谷智子健康づくり課長 すみません、足りなくて。集団健診のほうは、今年度3回で、11月には143人の方が、それから1月は87人、3月、今度は、一応申込みのほうが158人ということで今申込みのほうをいただいております。

以上です。

○杉田源太郎委員 旧大井川について、志太医師会のほうの自治体の集団健診というのは、減っているんじゃないかなと思うんだけど、その辺、傾向を教えてください。

○池谷智子健康づくり課長 大井川地区の集団健診なんですけれども、対象の方も減っているということで、多少、集団健診のほうも減っているんですけども、個別の健診もやっていただいているので、そちらのほうは逆にちょっと伸びているという形で、健診の受診者数とか受診率はあまり減っているというところはないです。

○杉田源太郎委員 別件なんですけど、5款2項1目の特定健診の追加検査分というのは、前に一度いろいろ問題があったやつで、全部志太医師会のほうが全てやっちゃったんだけど、その辺を合わせてやるというのはその分ということでよろしいですか。

○池谷智子健康づくり課長 この追加健診は全員の方にやるものなので、委員がおっしゃっているものとは違うものになります。

○杉田源太郎委員 その分は予算的にはどこで対応するの。

○池谷智子健康づくり課長 特定健診検査等の事業費の中に特定健診のものと、あと基本健診と詳細な健診という項目がありまして、そちらのほうになります。

○杉田源太郎委員 3款1項3目はここだっけか。介護納付金というのは。

○渋谷英彦委員 それは終わった。

○太田浩三郎委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第4号「令和3年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」中、健康福祉部所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○太田浩三郎委員長 議第29号「焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○太田浩三郎委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田源太郎委員 こちら、深田議員の質疑の中で、13段階にしたということは、今回はいいんじゃないかなと思うんですけど、13段階のところ、所得金額1,000万円以上が430人になっているかな。1,000万円以上の上の部分というのは、どのくらい。1,000万円から1,500万円とか2,000万円とか、そういうのでは把握していますか。

○川村 仁介護保険課長 430人の内訳ということで、どのくらいの所得の方がいらっしゃるというのは、こちらでは把握はしています。ただ、1,000万円以上から5,000万円なり、所得の方は。

○杉田源太郎委員 5,000万円とか1億円だとかあるんだよね。

○川村 仁介護保険課長 この把握はしております。

○杉田源太郎委員 そうというのはまた教えてくれるのかな。

○川村 仁介護保険課長 個人情報にはなりますが。

○杉田源太郎委員 個人情報になるけど教えてくれる。

○川村 仁介護保険課長 所得は。

○杉田源太郎委員 自分が聞いたかったのは、例えば大きく分けて1,000万円以上というので、1,000万円から1,500万円、1,500万円から2,000万円、それ以上とするのか分からないけど、ちょっと大きなくくりでもいいから、そういう内訳が、430人の内訳がどうなっているのかを知りたいなど。今、ここじゃなくていいです。

○川村 仁介護保険課長 よろしいですか。また資料はお見せいたします。

○杉田源太郎委員 個人的に教えて。

○渋谷英彦委員 この変更によって、全体の予算に対して影響額はどれくらい出るんですか。

○川村 仁介護保険課長 介護保険料については、まず最初に業務量がどれだけ出るかということ算定いたしまして、それで保険料がどのくらいになるかということですので、まず歳出についてどれだけ差が出るかということになります。第7期の事業計画と第8期の事業計画では、全体の金額で30億円ほど事業費が上がっていますので、その上がった分を含めて保険料として算定しております。

○渋谷英彦委員 30億円が影響するところじゃないから、影響額はどのくらいになるの。

○川村 仁介護保険課長 影響額。

○渋谷英彦委員 要は、差額分。

○川村 仁介護保険課長 基準額。

○渋谷英彦委員 だから、上がることによって、どれくらい増えるかということ。だって、これ、上がったって、対象人数が違うから、単純に幾ら上がるというわけじゃなくて、こ

の上があった分だけが単純に掛け算すれば出るというものじゃないよ、比率が違うから。だから、そういう比率が違うんで、総額的に多分2とか3の人たちのほうが多いのかもしれないけど、それで、幾らぐらいの増額になるの。そういう数字は持っていないの。

- 川村 仁介護保険課長 予算としての。
- 渋谷英彦委員 予算とかじゃないの。要は影響額。
- 川村 仁介護保険課長 保険料率、先ほども言いましたけど、業務量からということになりますので。
- 渋谷英彦委員 決算の差引きを聞いているんじゃないくて、これが、こう金額が変わることによって、これくらい変わりますよという大ざっぱなものでいいの。早い話が値上げするわけじゃない。値上げするんだから、値上げした分は幾ら上がるのということだ。
- 川村 仁介護保険課長 各所得段階ごとでまたそれも違っている。
- 渋谷英彦委員 違って来るから、だから、それがどれくらいの金額になるのと聞いているわけ。みんなもらっていたら、これ、差額で掛け算すれば分かる。そうではないから、大体影響する金額はこれくらい増えますよという数字は持っていないのということ。それを持っていなくて勝手にこれは上げているのということになっちゃうからさ。だけど、これ、焼津市で条例化するんだけど全体としてやるんでしょ。なもんで、どれくらい増えるのというのを聞いているだけなの。そんな難しい質疑だったかな。
- 太田浩三郎委員長 全体像だから、全体像でどのぐらいの変化があるかということ聞かれておるで。
- 渋谷英彦委員 それは把握していないと思ったもんで聞いたんだけど、簡単に幾らぐらいとぽっと出るのかと思って。後で聞かせてくれればいいや。
- 太田浩三郎委員長 値上がり分と。
- 渋谷英彦委員 だから、それぞれでやって、幾らぐらいと出ているのかと思ったもんで。いいや、後で聞かせてくれればいい。
- 太田浩三郎委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第29号「焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 太田浩三郎委員長 議第7号「令和3年度焼津市介護保険事業特別会計予算案」を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)

- 太田浩三郎委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 渋谷英彦委員 予算書の278ページの歳入の1款1項のところなんですけど、これが金額的に1億5,314万7,000円の増ということになっていますけれども、さっき質疑したその差額というのはこの辺に影響が出ているんですか。その内訳を教えてください。
- 川村 仁介護保険課長 先ほどの介護保険料、3年間ののですが、第7期と比べると、第8期については、3年間で6億3,600万円の増額が見込まれております。その中で、介護保険料の増額等を行っているものでございます。

○渋谷英彦委員 影響しているんだね。

○川村 仁介護保険課長 第1号被保険者分については、増額のほうを見込んで算定をしております。

○川島 要委員 何点か確認をさせていただきます。

1款3項2目認定調査費ですけれども、今、事業費、予算も760万円ほど増額していますけれども、高齢化の流れの中で、介護認定を受ける人も増えたと思いますけれども、今現状、認定調査員という方が何名体制でやっておられて、大体、年間にどれぐらいの方を調査して認定しているかという人数的なものを教えてもらいたいと思います。

あと、訪問調査車両は何台あるのかをお聞きします。

それから、2つ目として、2款1項5目居宅介護住宅改修費、1,200万円ほど減額になっていますけれども、こちらの今までの実績がどれぐらいあって、主にどんなところの改修の依頼が多いのか、この辺を教えてもらいたいと思います。

それから、3つ目が3款1項1目……。任意事業費というのはどこですか。

参考資料の220ページ、任意事業費、成年後見制度の利用申立ての費用や報酬、助成に係る経費と、この辺の内容を教えてもらいたいと思います。

それから、その下の下の生活支援体制整備事業費、これは地域ささえあい協議体と生活支援コーディネーターの配置に係る費用ですけど、この生活支援コーディネーター、今何人ぐらいいらっしゃるのか、教えてもらいたいと思います。

それから、同じページの社会資源把握支援事業費、それともう一つ、その下の高齢者保健福祉用具給付費、これは新年度からスタートということですね。内容を具体的に教えてもらいたいと思います。

以上、お願いいたします。

○川村 仁介護保険課長 まず認定調査員の人数でございますけれども、現在12名でやっております。また、車両についても12台ありまして、皆様1人1台使って行けるようになっております。

認定調査については、令和元年度については6,459件の調査をしているところでございます。今年度については、更新の頭の期間ということでちょっと少なくなっております。2月末までは4,677件の申請をいただいて調査しているところでございます。

また、住宅改修については、主にやられているのは、介護をする方、歩くことがなかなか難しいような方が多いのですが、歩くためのポールであるとか、手すりをつけるような事業が多くなっております。

○川島 要委員 件数とかがわかりますか。何件ぐらいありますか。

○川村 仁介護保険課長 住宅改修の件数でございますが、令和2年度については、142件をやっております。通年出ている事業でございますので、毎年同じぐらいの数になっております。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 幾つか順番に。

3-1-1、成年後見制度の利用支援事業についてですが、こちらにつきましては、判断能力が不十分な高齢者の福祉の向上を図るために、市長が後見人の申立てや費用の助成を行うものであります。中身としましては、成年後見人への報酬助成ですとか、成年後見制度の利用支援事業の実施のための事務経費、それから、成年後見事業の市長申

立ての手数料などが含まれております。

内容としましては、認知症ですとか知的障害者や精神障害者などで判断能力が不十分な方の日常生活を効率的に擁護する仕組みで制度を利用するための申立てを行える身寄りがいない場合に市長が申立てを行って、介助者の財産や権利を守る事業という内容になっております。

続きまして、地域ささえあい協議体の生活支援体制整備事業についてです。生活支援コーディネーターさんとはどういう方かということですが、こちらにつきましては、各地域ささえあい協議体において、生活支援の担い手の養成ですとか、サービス等の試験開発をしたり、サービス提供の関係者のネットワークを構築したり、サービスの提供のあっせんをするという役割をしておりますが、第1層、第2層という形で生活支援コーディネーターを配置しております。今年度、第2層と呼ばれる各中学校区に9か所の第2層の地域ささえあい協議体が立ち上がりまして、次に、今度は第1層を次年度から立ち上げることになるんですが、生活支援コーディネーターさんは、現在3名だったのを、令和3年度は4名に増やして充実を図っていく予定になっております。

続きまして、社会資源把握推進事業であります。こちらは11月補正で新たに計上させていただいて開始している事業となりますけれども、中身としましては、地域資源の把握ですとか、生活支援コーディネーターさんの活動支援ですとか、関係者の情報交換を支援することができるシステムの運営管理に要する費用となります。これは、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な医療や介護や通いの場の情報を住民の方と関係者の方が把握できる仕組みづくりのために導入するシステムとなっております。現在構築中で、4月から運用できるように進めておるところであります。

次の高齢者保健福祉用具給付等事業費についてであります。こちらは、令和3年度から保健福祉事業として開始する事業で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるという地域包括ケアシステムの構築のために、加齢に伴う聴力機能の低下によって、家族との会話が難しくなるなど、コミュニケーションが取りづらくなってきた高齢者に対して、補聴器の購入助成を行って、家族のストレス軽減ですとか、本人のひきこもりの防止など、社会参加の促進を図る目的で行うものであります。

以上です。

○増田浩之健康福祉部長 今、社会資源把握支援事業費の補足説明をさせていただきます。

基本的に、それぞれのサービス、いろんな介護保険のサービス、法定のサービス以外に、ミニデイとか、居場所とかを必要とされる方がいまして、その方にこういったサービスが提供できるかというのを、今、全く情報が見えていない。そういった中で、このシステムの中にこういったサービスがありますよと。こういったサービスが今空いていますよとか、そういったものをシステムの中に入力をして、それを見ていただいて、このサービスが使えるなら使いましょうと、そういうような形で、公的なサービスなどの情報を一元化して、それをウェブ上でデータで閲覧できるようにさせていただいて、それを皆さんが見て活用していくと、そういったのが社会資源把握支援事業という趣旨でございます。

以上です。

○川島 要委員 ありがとうございました。

大体分かったんですけども、1つ、生活支援体制整備事業費で、生活支援コーディネーターさんの配置なんですけれども、地域ささえあい協議体が9か所あって、支援コーディネーターが現状3名と。これを新年度は4名にしていくということですけど、人数的なバランスというのはそれで大丈夫なんですか。1か所に1名とかというお考えではなくて、1名で何か所かを担当するという感じなんですか。

それと、今の社会資源把握支援事業費のところについて、非常にいい情報だなと思うんですけど、それを我々が見るとするのは、LINEか何かで情報がもらえるのか、ホームページなのか、その辺の内容を教えてください。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 生活支援コーディネーターにつきましては、1か所に1人ということではなく、4人のコーディネーターさんが第2層の9か所の地域ささえあい協議体と第1層の地域ささえあい協議体を自分たちの活動を共有しながら見てもらうという予定でございます。

○川島 要委員 ある程度、テリトリーを分けるのですか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 今、4人の配置なんですけれども、第1層に1人を主に置いて、残り3人で9か所の第2層に配置する予定だということです。

社会資源把握事業のサイトは、どういう形で見られるかという御質疑ですけども、こちらは、焼津市のホームページを窓口としまして、そこにこのシステムの入り口を貼り付けて、そこから入って閲覧をしていただくということになります。

以上です。

○太田浩三郎委員長 12時になっちゃうんだけど、延長でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 じゃ、延長させていただきますので、よろしくをお願いします。

じゃ、御意見がある方、どうぞ。

川島委員、いいですか。

○川島 要委員 いいです。

○太田浩三郎委員長 大丈夫ですね。

○増井好典委員 お聞きしたいことがあるんですけども、先ほどの高齢者保健福祉用具給付等事業費、補聴器ということでしたけれども、普通、例えば音を大きくする補聴器だと、安いのが1万円台で、その人独自に調整した補聴器になると、1人頭、大体30万円から40万円くらいはします。金額的に補聴器はどれくらいの設定でお考えでいらっしゃるか教えてほしいんですけど。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 今、委員がおっしゃるとおりで、補聴器には、形状ですとか機能によってかなり価格帯も広くて、数万円から数十万円ということで認識をしておりますけれども、当事業の対象者は軽度、中等度というところを想定しておりますので、比較的低い価格帯の補聴器をお求めになるのではないかとという予想から、1人3万円を上限として想定をして予算を組み立てております。

以上です。

○藁科寧之副委員長 私のほうから3点ほどお伺いいたします。

歳出、2款4項1目の介護保険事業、高額介護サービス費なんですけど、減額予算となっているわけなんですけど、前年度からの流れからいきますと、減額予算になった要因が

何かあるのかなと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

次に、歳出、3款1項1目介護保険事業の通所型サービスA、新たに基準を緩和されたサービスのサービスかと思いますが、緩和されたサービスの内容を、どんな状況か、どのようなサービスの向上をされるのかというところをお聞きしたいと思います。

もう一点、歳出、3款3項1目の介護保険事業総合相談事業費なんですけど、これ、4か所の支援センターの運営だと思うんですけど、事業費の流れが前年度、今年度ということで、権利擁護、包括的なケアマネジメント、それと、総合相談事業費等、均等割になっているわけなんですけど、内容的なものをお聞かせ願えたらと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○川村 仁介護保険課長 高額介護サービスの減額についてでございますが、高額介護サービスについては、令和3年度8月分から制度が少し変わってまいります。これについては、現役並み所得の方は4万4,400円を限度額としているものが、所得の高い方には応能でも負担をしていただくということで限度額が変わってまいります。例示いたしますと、所得金額が770万円以上の世帯の方は9万3,000円、1,160万円以上の世帯の方は14万100円と限度額が変わってまいりますので、その分を勘案して、高額介護サービスについては減額をしたものでございます。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 通所型Aのサービスの内容につきましては、比較的心身の状態が安定している方を対象としまして、心身機能の維持向上のための体操ですとか、レクリエーションなど趣味の活動を行って介護予防を図るという内容になっております。

総合事業のほうですが、地域包括支援センターで行う4つの事業の内容ということでしたので……。

○渋谷英彦委員 慌てなくていい。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 地域包括支援センターの4つの業務の件についてですけども、多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援が権利擁護業務となります。

あとは、高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う内容が包括的・継続的ケアマネジメント支援事業になります。

あとは、介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務は、介護予防、ケアマネジメント業務ということになります。先ほどの金額に差がないけれどもということで業務の内容で差がついていないのはという御指摘でしたけれども、こちらにつきましては、経費のほとんどが人件費でございますので、業務によって差をつけるというよりは、配置する人への経費ということで増額となっております。

以上です。

○藁科寧之副委員長 大変密接している事業だと思いますものですから、今、人件費等がかかっている部分を、委託料を含めて同じような形でやっているかと思うんですけど、多少なりとも事業が委託の関係とか、変わってくるようにも私は感じたものですから、質疑させていただいたんですが、今少しお話をお伺いしたところで了解をいたしました。ありがとうございます。了解しました。

○杉田源太郎委員 今回、国のほうの介護報酬の改定で若干それは上がったと思うんですけど、今、福祉関係で深刻な人手不足ということが報じられることがあったり、労働条件なんかかなり厳しいという報道があります。今、入所や通所、そういう人たちの増減というの、コロナ禍の問題があると思うんですけど、地域密着型サービスとか、いろいろ出てくるんですけど、こういう中で、そういうものが増えてきたのか、あるいは減っちゃったのか。それから、経営がすごく難しくなっちゃって、事業開始だとか、そういう件数というか、どんな状況でしょうか。

○川村 仁介護保険課長 人手不足での影響ということ……。

○杉田源太郎委員 人手不足で施設がいろいろ大変になっちゃっているということがあると思うんだよね。実態としてどうなのか。

○川村 仁介護保険課長 人員については人手不足、業界としては全体の人手不足があるというのは聞いております。詳細についてはつかめていないのですが、介護保険、いわゆる行政としても人手不足を考慮しておりまして、介護人材の入門的研修というものを毎年やっております。これについては、1回15~20名程度受講していただいて、介護事業所に行って、身体の介護についてはできないんですが、生活補助なりをしていただくようなことで、各事業所をお願いをして就業していただくということを事業としてやっております。令和3年度事業にも含まれております。

経営が難しいというような状態……。

○杉田源太郎委員 やめちゃった事業所なんていうのはあるの。

○川村 仁介護保険課長 デイサービス事業所が1か所、事業を廃止しております。あとは、看護小規模多機能型居宅介護というところが足りないということでございます。そこは令和元年度に廃止をしておりまして、令和3年以降に地域密着型サービスとして募集をするところでございます。

○太田浩三郎委員長 杉田委員、常任委員会ですので、その辺を考慮して質疑をお願いしたいと思います。

○杉田源太郎委員 3款1項1目のところで調整交付金というのがあるんですけど、調整交付金については、前年度に比べて少なくなっている状況ですけど、加入の割合の問題とか、格差を平準化していくという、そういうことだと思うんですけど、ここで調整交付金がこれだけ少なくなった理由は分かりますか。

○川村 仁介護保険課長 令和2年度の調整交付金は、率として3.65%ということで算定をしております。令和3年度については3%ということでございます。その分、0.65%分、下がってくるということで見ております。

調整交付金については、市町村の後期高齢者数の割合で決まってくるもので、また、高齢者の所得の割合で決まってくるというところがございまして、そこで変わってきてまいります。

○杉田源太郎委員 高所得者の割合が多くなったというイメージか。

○川村 仁介護保険課長 後期高齢者の割合、所得の割合ということになります。静岡県内でいえば、例えば多いところでは川根本町が10%の割合というところで行っておりますので、後期高齢者が多いところは多くなるというところなんです。後期高齢者が少なくなれば、5%から低くなるというところで決まってくるものでございます。

- 杉田源太郎委員 その下のほうで、3款2項5目ですが、介護保険者努力支援交付金というのが今年度からということになっているんですけど、これは今までなかったけど、要は国のほうで介護サービスからどんどん卒業していってくれよという、そんなイメージでいいのかしら。そういうところで努力したところに努力支援交付金というのを出すよと。それがこの金額だということか。
- 川村 仁介護保険課長 介護保険者努力支援交付金については、令和2年度から出ておりまして、令和2年度については補正で出しております。介護保険者努力支援交付金については、自治体へのインセンティブとして出てくるものでございます。介護予防の推進に参与した取組をやっているところについて、点数で出てくるものでございますので、介護保険者努力支援交付金については、主に介護予防、健康づくりに資する取組について使う交付金ということになっております。ですので、今後なくなるというようなことではなくて、その取組をしたところにはそのまま交付金が行くという仕組みになっております。
- 杉田源太郎委員 いろいろ健康を回復というか、つくっていくということで、そういうところの努力というのは大切だと思うんだけど、一方、介護サービスをずっと受けている人たちに、そういうところをできるだけそういうのをやって、介護施設とか、そういうところへサービスを受けなくてもいいように、いいか悪いかという両方の考え方があるかもしれないけど、そこを外していくようなインセンティブという言葉が使われましたけど、介護サービスから少しずつ外れていってくれよという、そっちがすごく効いちゃっているみたいな感じがするので、そういうふうには感じていませんか。
- 渋谷英彦委員 感じていませんかということを知っているの、感じていなきゃ感じていませんと。
- 川村 仁介護保険課長 介護予防、健康づくりに資するということをございますので、それが介護保険のほうに行かないでくださいというようなことではございませんので、どちらも介護予防、健康づくりも進めるし、介護保険サービスのほうも進めていくということをございます。
- 増田浩之健康福祉部長 介護保険は、保険料は先ほど御審議いただいたんですけど、基本的に要介護者が多くなれば保険料が上がってくるという中で、市として、保険者として何をすべきかというところで、まずはならないようにするというのが、健康にするというのが大切なものですから、そういったものへのインセンティブの交付金というのは、国としての方向性は重要だと思いますし、保険者としても取り組んでいかなきゃならないということで考えております。
- 以上です。
- 杉田源太郎委員 分かりました。
- あと、基金の取組のところなんですけど、令和3年度、令和4年度、令和5年度という形で、令和3年度が1億7,744万円、令和4年度が2億6,020万円、令和5年度が3億幾らかという、こういう基金の取崩しについて設定されているんですけど、この金額の根拠というのはどこなんでしょうか。
- 川村 仁介護保険課長 基金の取崩しの額なんですけど、全員協議会でも御説明しました資料に載っておりますものでございます。現在ある基金の額をもって保険料に充てると

いうことを考えておりますので、基金を保険料に充てて、3年間で充てていくという措置を取っていくもので、その中で3年間でどれくらい必要かということを出ているものでございます。

- 杉田源太郎委員 内容、どんなところが少なくなっているもので取り崩しているよという、全体。
- 川村 仁介護保険課長 全体として見ております。7億5,943万3,000円という額が令和2年度の最終の数字になるものと見込んでおまして、その額を3年間で保険料に充てていくというところで見込んでいるものでございます。
- 杉田源太郎委員 令和元年度の決算で、基金は幾らだったんですか。
- 川村 仁介護保険課長 令和元年度ですか。
- 杉田源太郎委員 はい。
- 川村 仁介護保険課長 令和元年度では8億8,356万4,356円という残高でございます。
- 杉田源太郎委員 基金繰入金、7款2項1目、1億2,800万円で、前年度の額で1億9,200万円少なくなっているわけですけど、この根拠というのは何ですか。
- 川村 仁介護保険課長 令和2年度については、第7期焼津市介護保険事業計画の最終期というところがございますので、3年目にはできるだけ多くの基金をつぎ込んでというところ、令和2年度が多くなっており、令和3年度が第8期焼津市介護保険事業計画の初年度ということがございますので、事業費も3年度の中では一番低いというところで、令和2年度より令和3年度のほうが少なくなるというところがございます。
- 杉田源太郎委員 また後で聞きます。
- 太田浩三郎委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。
- 杉田源太郎委員 先ほど11段階から13段階まで、段階を増やして設定がされているということで、これについては評価しながら、先ほど1段階が0.5から0.3%、2段階が0.65から0.4、そうやって考慮していただいているんですけど、この資料によると、全ての段階で値上げなんですよね。5段階、基準額と言われているところは8,000円、4段階になると4,600円、一番下のところも4,200円とか、収入というか、所得としてはかなり大変なところでもこれだけ値上げをせざるを得ないという、そういうところが、先ほど言った13段階のところの内訳を見たときに、そういうところでちゃんと緩和をしてもらいながら、5段階以下のところ、そういうところで値上げをできるだけさせないという、そういう方法をしなければいけないんじゃないのかなというふうに思います。また、基金の取崩しの問題についても、こういうところでしっかり介護保険料、こういうものの値上げ、低所得者のところに対する配慮がもっと必要だなというふうに思って、反対討論といたします。

◇採決の結果、議第7号「令和3年度焼津市介護保険事業特別会計予算案」は賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定

- 太田浩三郎委員長 議第30号「焼津市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○太田浩三郎委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。(なし)
質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第30号「焼津市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○太田浩三郎委員長 以上で健康福祉部所管の議案の審査は終了した。
以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。
これで市民福祉常任委員会を閉会とする。

閉会 (12:28)